

総行選第47号
平成25年6月3日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公印省略)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部
を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号。以下「改正法」という。）、公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第159号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第63号）が平成25年5月31日に公布され、それぞれ改正法の公布の日から起算して1月を経過した日（平成25年6月30日）から施行されることとなりました。

貴職におかれては、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行について（平成25年5月31日付け総行選第46号総務大臣通知）」によるほか、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、この旨を通知する等、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除について

改正法等の施行日の翌日（平成25年7月1日）以後に公示又は告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権及び被選挙権を有することとなるものであること。

市区町村の選挙管理委員会は、施行日（平成25年6月30日）以後において、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に表示がされた成年被後見人につ

いて、直ちに表示の消除を確実に行うとともに、選挙人名簿に登録されていない成年被後見人について、選挙人名簿の登録資格を有する場合には、選挙人名簿への登録を確実に行うこと。

また、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会においては、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなることについて、幅広く周知啓発に取り組むこと。

なお、「成年後見制度の創設に係る公職選挙法における取扱いについて（平成12年2月23日付け自治選第17号選挙部長通知）」を廃止するとともに、「公選法第11条第3項の規定に基づく選挙権及び被選挙権に関する本籍地市区町村の通知について（昭和38年3月4日付け自治丙選発第7号選挙局長通知）」を別添新旧対照表のとおり改正すること。

第2 代理投票における補助者の要件の適正化等について

1 代理投票における補助者の要件の改正

改正法等の施行により、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、

- ・ 当日投票及び期日前投票においては、「投票所の事務に従事する者のうちから」二人を定める
- ・ 不在者投票においては、「不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」二人を定める
- ・ 在外公館等における在外投票においては、「在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから」二人を定める

こととされ、投票に係る事務に従事する者に限定されたものであるところ。

2 代理投票における留意事項

代理投票は、本人投票の原則及び秘密投票の原則の例外としての性格を有するものであり、その手続は法令に基づき適正に実施しなければならない。運用には遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づくものでなければならないものであり、引き続き、以下の点に留意すべきものであること。

- ・ 投票を補助すべき者が事務を遂行するに当たっては、いやしくも選挙人や投票立会人等から疑惑をもたれないように十分注意しなければならないこと
- ・ 投票を補助すべき者が選挙人に候補者の氏名等を確認するときは、特に慎重を要するものであり、選挙人本人の意思を確実に確認すべきものであること
- ・ 投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できないものであること

- ・ 一人の投票を補助すべき者のみで代理投票を行うことなどは、絶対にあってはならないものであること
- ・ 過去の代理投票の実績等を踏まえて、投票を補助すべき者となるべき投票に係る事務に従事する者を確保することとし、当日投票及び期日前投票における投票管理者及び投票立会人並びに不在者投票における不在者投票管理者及び立会人を、投票を補助すべき者に選任することなどは、絶対にあってはならないものであること

また、選挙人の家族や付添人等は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には、投票所に入ることができるものであるが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできないものであること。

以上のことに留意しつつ、投票を補助すべき者は、投票の記載をする場所における投票手続に入る前に、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこと等、適切に対応すべきものであること。

また、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、投票の記載をする場所における投票手続に入った後には、選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、その意思確認に十分努力すべきものであること。

第3 不在者投票における公正確保等について

1 不在者投票管理者に対する努力義務について

改正法等の施行により、不在者投票管理者は不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務規定が設けられたところであり、不在者投票管理者に対して、不在者投票の公正な実施の確保について、周知徹底を図ること。

特に、指定病院等（公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に規定する施設をいう。以下同じ。）の不在者投票については、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会が緊密な連携をとり、指定病院等の不在者投票管理者に対して、市区町村の選挙管理委員会が選定した立会人（以下「外部立会人」という。）を立ち会わせる取組を積極的に進めるよう、文書や説明会等を通じて、助言・指導を徹底すること。

2 指定病院等の不在者投票における外部立会人について

(1) 外部立会人の選定を受けることが可能な者の名簿の作成等

市区町村の選挙管理委員会においては、明るい選挙推進協議会と協力するなどして、外部立会人の選定を受けることが可能な者の名簿を

作成することが望ましいこと。

名簿に掲載される者に対しては、名簿の作成目的及び使用方法について事前に十分な説明を行い、名簿への掲載及び使用の同意を得ること。

名簿の取扱いについては、個人情報保護の観点から、慎重に対応すること。

名簿に掲載された者に対しては、都道府県の選挙管理委員会と市区町村の選挙管理委員会が十分に連携を図りながら、不在者投票の事務に関する研修会を開催する等、選挙の公正かつ適正な実施のために必要な指導を行うこと。

(2) 外部立会人の選定等

指定病院等の不在者投票における外部立会人の選定は、当該指定病院等が所在する市区町村の選挙管理委員会が行うこととし、当該市区町村の選挙管理委員会が作成した名簿の中から行うことを原則として、当該市区町村の選挙管理委員会は、当該指定病院等の不在者投票管理者と必要な連絡・調整を行うこと。

ただし、名簿に掲載されていない者であっても、市区町村の選挙管理委員会が公正・中立の観点等から外部立会人としてふさわしいと認める者については、外部立会人として選定することも可能であること。

また、指定病院等の不在者投票管理者から、市区町村等の選挙管理委員会の職員を外部立会人としてほしい旨の申出があった場合には、選挙の管理執行に支障のない範囲で必要な便宜を図ることが望ましいものであること。

なお、指定病院等の所在する市区町村の選挙管理委員会の作成した名簿だけでは必要な外部立会人を確保することができない場合においても、他の市区町村等の選挙管理委員会の協力を得て、当該指定病院等の所在する市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を選定すること。

いずれの場合においても、当該指定病院等や特定の候補者・政党等との特別な利害関係がなく、立会人としてふさわしい者を選定するように、十分留意すること。

具体的な外部立会人の選定及び選任手続としては、

(ア) 市区町村の選挙管理委員会と指定病院等の不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で、不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法

(イ) 外部立会人の職務を積極的に公務と位置づけるという観点から、現行の当日投票又は期日前投票の投票立会人等への報酬支給条例等と同様に、所要の条例等を整備した上で、市区町村の選挙管理委員会が名簿の中から指定病院等ごとに個別に外部立会人を任命し、特

別職の地方公務員と位置づけた上で、指定病院等の不在者投票管理者が当該外部立会人を立ち合わせる方法

の2通りが主に考えられるところであり、各市区町村の選挙管理委員会において、実情を踏まえて適切に処理すべきものであること。

なお、指定病院等における不在者投票の公正な実施の確保のためには、一義的には、指定病院等の不在者投票管理者が、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせる事が想定されているが、外部立会人を立ち合わせる事ができない場合には、改正後の公職選挙法第49条第9項における「その他の方法」として、不在者投票が行われている時間中に、市区町村の選挙管理委員会の職員の派遣を求め、指定病院等において不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を受けること等も考えられるところであり、選挙の管理執行に支障のない範囲で適切に対応されたいこと。

- (3) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の運用等について
改正法等の施行により、国会議員の選挙等において、不在者投票管理者が、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人（市区町村等の職員を選定した場合を除く。なお、市区町村等の職員を選定した場合の旅費等については、事務費で措置されるものであること。）を投票に立ち合わせるために要する経費について、国が負担する不在者投票特別経費に算入することとされたこと。

国が負担する経費は、実際に支給した報酬及び費用弁償（謝金及び旅費）の額に限られるが、その額は、1日につき国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額（8.5時間分）が基準（上限）とされており、1日のうちの一部の時間について従事した場合には、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額とすること。

具体的な手続については、上記(2)の(ア)又は(イ)に応じて、それぞれ次の方法によることとし、遺漏のないよう適切に対応されたいこと。

- (ア) 市区町村の選挙管理委員会と指定病院等の不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で、不在者投票管理者が外部立会人を選任する場合

指定病院等の不在者投票管理者が、外部立会人に対して、謝金及び旅費を支給した上で、以下のような手続によること。

全国一斉に行われる衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、最高裁判所裁判官国民審査等においては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第1項に規定する不在者投票の事務に要する経費の支払方法と同様、指定病院等の不在者投票管理者が、当該指定病院等の所在する都道府県選挙管理委員会に一括して請求すること。

一部の区域で行われる衆議院議員又は参議院議員の補欠選挙や地方選挙において、複数の選挙が公示・告示から選挙期日までの期間が重複して行われる場合においては、指定病院等の不在者投票管理者が、実際に不在者投票を行った選挙人の名簿所在地ごとの人数に応じて、経費を按分し、当該按分した額を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に請求すること。

(イ) 市区町村の選挙管理委員会が名簿の中から指定病院等ごとに個別に外部立会人を任命し、指定病院等の不在者投票管理者が当該外部立会人を立ち合わせる場合

指定病院等の所在する市区町村の選挙管理委員会が、外部立会人に対して、当該市区町村の定める条例等に基づき、報酬及び費用弁償の額を支給した上で、以下のような手続によること。

全国一斉に行われる衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び最高裁判所裁判官国民審査等においては、①指定病院等の不在者投票管理者が、当該指定病院等の所在する市区町村の選挙管理委員会に対して実績報告書を提出し、②当該市区町村の選挙管理委員会が、当該実績報告書に基づき請求書を作成の上、都道府県の選挙管理委員会に提出し、③都道府県の選挙管理委員会が、市区町村の選挙管理委員会からの請求書を取りまとめて国（総務省）に提出し、④国（総務省）は、都道府県の選挙管理委員会を経由して、当該市区町村の選挙管理委員会に委託費を支払うものであること。

一部の区域で行われる衆議院議員又は参議院議員の補欠選挙や地方選挙において、複数の選挙が公示・告示から選挙期日までの期間が重複して行われる場合においては、外部立会人を任命した指定病院等の所在する市区町村の選挙管理委員会が、実際に不在者投票を行った選挙人の名簿所在地ごとの人数に応じて、経費を按分し、当該按分した額を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に請求すること。

3 不在者投票に係るその他の事項

(1) 病院及び老人ホーム等の不在者投票施設の指定基準については、「身体障害者更正援護施設及び保護施設に関する不在者投票施設の指定基準について（昭和43年5月15日付け自治選第21号）」等により、概ね50人以上の人員を収容することができる規模を有するものとしているが、当該基準は、各都道府県選挙管理委員会の判断の一つの目安として示しているものであり、それを下回る場合であっても、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断される施設については、指定できるものであることから、引き続き、地域の実情を踏まえつつ、適宜適切な運用をされたいこと。

- (2) 指定病院等の不在者投票管理者に対しては、不在者投票の送致漏れ、同時に行われる複数の選挙に係る投票用封筒又は投票用紙の交付誤り等が生じることのないよう十分指導すること。
- (3) 指定病院等における不在者投票の公正な実施が図られるよう、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会が十分に連携を図り、指定病院等の不在者投票管理者や職員に対する研修会等を定期的で開催するとともに、各指定病院等において、職員に制度の内容の周知徹底を図るよう、助言・指導を行うこと。

4 高齢者、障がい者等の投票環境の向上

高齢者や障がい者を含む有権者の投票機会の確保のため、①投票所における段差の解消や人的介助等のバリアフリー化、②投票所への移動が困難な有権者のための巡回バスの運行等、③各選挙管理委員会ホームページへの文字読み上げ機能や文字拡大機能の付加、④点字及び音声による「選挙のお知らせ版の配布」等、様々な方法により、高齢者、障がい者等の投票環境の向上に引き続き取り組まれないこと。

「公選法第 11 条第 3 項の規定に基づく選挙権及び被選挙権に関する本籍地市区町村の通知について（昭和 38 年 3 月 4 日付け自治丙選
 発第 7 号選挙局長通知）」新旧対照表
 （下線の部分は、改正部分。）

改正後	改正前
<p>第一 本籍地市区町村長に対する犯罪等の通知</p> <p>一 公選法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項の規定により本籍地市区町村長がその市区町村に本籍を有する者で他の市区町村に住所を有するものについて法第 11 条第 1 項又は第 25 2 条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を現住所地の市区町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとなつたが、この場合において「知つたとき」とは、通常次の各号に掲げる通知があつたときをいうものであること。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>二 一の各号に掲げる通知を選挙権及び被選挙権の停止事由の発生及び変更並びに消滅にかかるものごとに区分して例示すること、おおむね次の各号に掲げるとおりであること。</p> <p>(1) 選挙権及び被選挙権の停止事由の発生にかかるもの</p> <p>ア <u>削除</u></p>	<p>第一 本籍地市区町村長に対する犯罪等の通知</p> <p>一 公選法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項の規定により本籍地市区町村長がその市区町村に本籍を有する者で他の市区町村に住所を有するものについて法第 11 条第 1 項又は第 25 2 条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を現住所地の市区町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとなつたが、この場合において「知つたとき」とは、通常次の各号に掲げる通知があつたときをいうものであること。</p> <p>(1) <u>禁治産者については、家事審判規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 15 号）第 28 条及び第 29 条の規定に基づく家庭裁判所の通知</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>二 一の各号に掲げる通知を選挙権及び被選挙権の停止事由の発生及び変更並びに消滅にかかるものごとに区分して例示すること、おおむね次の各号に掲げるとおりであること。</p> <p>(1) 選挙権及び被選挙権の停止事由の発生にかかるもの</p> <p>ア <u>禁治産宣告のあつたときの家事審判規則第 28 条の規定に基づく家庭裁判所の通知</u></p>

イ・ウ 略

(2) 略

(3) 選挙権及び被選挙権の停止事由の消滅にかかるもの

ア 削除

イ～キ 略

(中略)

別記様式

選挙関係失権者名簿

ふりがな			本籍	
氏名				
生年月日	明大 昭平	年 月 日	住所	
職業		性別 男・女		
裁判確定、猶予取消、刑終等	裁判所名	罪名	刑名、刑期、金額等	備考
昭和(平成) 年 月 日確定 昭和(平成) 年 月 日刑始 昭和(平成) 年 月 日刑終 昭和(平成) 年 月 日 執行猶予取消決定確定			懲役(禁錮) 年 月 罰金 円 決定 未決勾留日数 日通算 裁定 日算入 懲役刑 罰金刑(禁錮刑)年間執行猶予 選挙権停止期間 年 月間 選挙権不停止 刑の執行免除	
通知内容		通知受理 年 月 日	選管通知 年 月 日	

イ・ウ 略

(2) 略

(3) 選挙権及び被選挙権の停止事由の消滅にかかるもの

ア 禁治産宣告の取消しがあつたときの家事審判規則第29条の規定に基づく家庭裁判所の通知

イ～キ 略

(中略)

別記様式

選挙関係失権者名簿

ふりがな			本籍	
氏名				
生年月日	明大 昭	年 月 日	住所	
職業		性別 男・女		
禁治産	昭和 年 月 日 宣告 確定	昭和 年 月 日 取消 確定		
裁判確定、猶予取消、刑終等	裁判所名	罪名	刑名、刑期、金額等	備考
昭和 年 月 日確定 昭和 年 月 日刑始 昭和 年 月 日刑終 昭和 年 月 日 執行猶予取消決定確定			懲役(禁錮) 年 月 罰金 円 決定 未決勾留日数 日通算 裁定 日算入 懲役刑 罰金刑(禁錮刑)年間執行猶予 選挙権停止期間 年 月間 選挙権不停止 刑の執行免除	
通知内容		通知受理 年 月 日	選管通知 年 月 日	